

吸収合併に係る事後開示書類

会社法第 801 条第 1 項の定めに従い、下記のとおり当社が承継した株式会社ピコソフトの権利義務その他の吸収合併に関する事項として会社法施行規則第 200 条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収合併が効力を生じた日
平成 20 年 11 月 1 日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第 785 条及び同法第 789 条の規定による手続の経過
株式会社ピコソフトにおいて、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議申述はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における会社法第 797 条及び同法第 799 条の規定による手続の経過
当社において、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議申述はありませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、株式会社ピコソフトの権利義務全部を承継いたしました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）
別紙のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
平成 20 年 11 月 4 日
7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

原本に相違ないことを証明します。

平成 20 年 11 月 4 日

東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号
株式会社エムティーアイ
代表取締役 前多 俊宏



吸収合併に係る事前開示書類

当社は、株式会社エムティーアイとの合併に際し、会社法第 782 条第 1 項の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他会社法施行規則第 182 条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収合併契約の内容

別添のとおり、平成 20 年 9 月 18 日付で吸収合併契約書を締結しました。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

吸収合併存続会社である株式会社エムティーアイは、吸収合併消滅会社である当社の全株式を所有していますので、本合併による吸収合併消滅会社の株主に対する吸収合併存続会社の株式または株式に代わる金銭等の交付はございません。

3. 計算書類等に関する事項（同条第 1 項第 4 号）

吸収合併存続会社である株式会社エムティーアイの最終事業年度（平成 18 年 10 月 1 日～平成 19 年 9 月 30 日）に係る計算書類等は別添のとおりです。

4. 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同条第 6 項第 1 号ハ）

(1) 平成 20 年 9 月期第 1 四半期（平成 19 年 10 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日）決算において、下記のとおり特別損失が発生しました。

記

株式会社エムティーアイが保有する投資有価証券について、上場有価証券の評価額下落及び投資先の民事再生手続きの開始に伴い、投資有価証券評価損 175 百万円を計上しました。

(2) 平成 20 年 9 月期第 3 四半期（平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 6 月 30 日）の決算において、下記のとおり特別損失を計上しました。

記

株式会社エムティーアイは、子会社の株式会社ピコソフト・ホールディング（以下「PICH」という。）経由にて、孫会社でモバイル向けオークション事業を展開する株式会社マジオク（以下「マジオク」という。）に対して、出資を行うとともに運転資金を貸付していました。

このような中で、マジオクの業績動向を勘案し、株式会社エムティーアイの PICH 向け出資金に対して関係会社株式評価損として 20 百万円、同社向け貸付金に対して貸倒引当金繰入額として 200 百万円を計上しました。

5. 債務の履行の見込みに関する事項 (同条第 1 項第 5 号)

当社及び株式会社エムティーアイの最終事業年度 (平成 18 年 10 月 1 日～平成 19 年 9 月 30 日) の末日の貸借対照表における資産の額は、その負債の額を上回っています。平成 19 年 10 月 1 日以降本日までの間、本合併効力発生日以後における当社及び株式会社エムティーアイの債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、継続的な損失等は生じていません。また、本合併効力発生日以後の同社における資産の額は、その負債の額を上回ることが見込まれています。本合併効力発生日以後の同社の財務及び損益の状況については、同社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されていません。

以上により、本合併効力発生日以後における同社の債務の履行の見込みはあるものと判断しています。

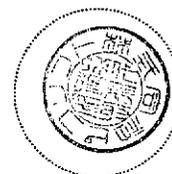
以上

平成 20 年 9 月 19 日

東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号

株式会社ピコソフト

代表取締役 金崎 修一



決 算 報 告 書

(第12期)

自 平成18年10月1日
至 平成19年9月30日

株式会社エムティーアイ
東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

貸借対照表

(平成19年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,731,611	流動負債	3,514,067
現金及び預金	1,137,430	買掛金	1,222,108
売掛金	4,768,086	一年内償還予定社債	100,000
貯蔵品	217	未払金	1,079,994
前渡金	199,996	未払費用	233,863
立替金	1,924	未払法人税等	396,558
関係会社短期貸付金	191,000	未払消費税等	72,877
前払費用	143,762	前受金	19,646
未収金	174,563	預り金	40,581
未収消費税	68,700	役員賞与引当金	11,098
繰延税金資産	398,079	コイン等引当金	336,158
その他	4,641	その他	1,180
貸倒引当金	△356,792	固定負債	134,492
固定資産	2,843,457	社債	50,000
有形固定資産	164,692	その他	84,492
建物附属設備	168,652	負債合計	3,648,559
減価償却累計額	△45,130	(純資産の部)	
工具器具及び備品	127,825	株主資本	5,948,573
減価償却累計額	△86,655	資本金	2,481,243
無形固定資産	605,557	資本剰余金	3,986,313
特許権	6,240	資本準備金	2,286,313
商標権	2,026	その他資本剰余金	1,700,000
ソフトウェア	596,992	利益剰余金	2,017,300
電話加入権	298	利益準備金	7,462
投資その他の資産	2,073,207	その他利益剰余金	2,009,837
投資有価証券	462,819	繰越利益剰余金	2,009,837
関係会社株式	630,738	自己株式	△2,536,284
出資金	1	評価・換算差額等	△22,064
関係会社長期貸付金	367,500	その他有価証券評価差額金	△22,064
従業員長期貸付金	460		
長期前払費用	10,192	純資産合計	5,926,508
差入営業保証金	8,608	負債及び純資産合計	9,575,068
敷金保証金	281,037		
繰延税金資産	251,593		
その他	84,492		
貸倒引当金	△5,459		
投資損失引当金	△18,777		
資産合計	9,575,068		

(注)記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		18,190,881
売 上 原 価		5,666,289
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,524,592
営 業 利 益		11,200,630
営 業 外 収 益		1,323,961
受 取 利 息	7,946	
受 取 配 当 金	4,272	
受 入 補 償 金	2,362	
雑 収 入	4,432	19,014
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,133	
為 替 差 損	95	
事 業 組 合 損 失	17,890	
自 己 株 式 取 得 手 数 料	5,280	
雑 損 失	8,925	51,326
経 常 利 益		1,291,650
特 別 利 益		
前 期 損 益 修 正 益	35,565	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	12,937	
固 定 資 産 売 却 益	109	
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 益	95,310	
そ の 他	7,663	151,584
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	20,284	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	28,520	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	18,777	
コ イ ン 等 引 当 金 繰 入 額	151,957	
訴 訟 和 解 金	107,439	326,978
税 引 前 当 期 純 利 益		1,116,256
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	505,138	
法 人 税 等 調 整 額	△101,547	403,590
当 期 純 利 益		712,665

(注)記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(添付書類)

事業報告

(自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社グループは、「売上高の高成長と継続的な利益の積み上げ」を実現するため、「独自のデータ解析技術により、新たな顧客獲得の事業モデルを創出する」というグループ共有の強み（ノウハウ）を活かし、主力事業であるコンテンツ配信事業を高成長軌道に乗せるとともに、自社メディア型広告事業の立ち上げに注力しています。

当社グループの主力事業に関連する移動体通信業界では、高速データ通信が可能な第3世代携帯電話端末数（3キャリア合計）が平成19年9月末で7,919万台となり、平成18年9月末からの1年間の伸びは2,177万台と大幅に増加し、携帯電話加入者台数（3キャリア合計）全体に占める比率も80.2%まで上昇しました（電気通信事業者協会調べ）。

また、パケット定額制の利用が拡大するとともに、携帯電話ユーザーによるウェブサイトの閲覧、コンテンツのダウンロードといったインターネット利用は増加傾向にあり、モバイル・コンテンツ市場では、第3世代携帯電話の普及に対応した音楽・映像等のリッチコンテンツの需要が拡大しています。

このような経営環境のもと、当社グループは、モバイル・サービス企業として確固たるポジションを確立するために、当社の主力分野である着うた[®]や、市場が急拡大している着うたフル[®]の有料会員数の拡大、そして縮小しているものの一定の市場規模を持つ着メロの有料会員数の維持を図るべく、TV広告、バナー広告等を中心としたプロモーション活動により会員獲得に向けた取り組みを引き続き積極的に行いました。

これらの施策が奏効し、着うたフル[®]を中心に有料会員数が順調に拡大する一方、生活情報系を含むその他コンテンツの有料会員数についても、堅調な伸びを確保することができました。

これらの結果、携帯電話販売事業、そしてテレマーケティングによる医療保険販売事業の譲渡による減収分3,362百万円をカバーし、売上高は18,520百万円（前期比6.2%増）と前期に引き続き、創業以来最高の成績となりました。

着うた® や着うたフル® 等のコンテンツでは、月額会費等を支払ったユーザーに対してコインを付与しています。コインが使われなかった場合には翌月以降に繰り越しされますので、コイン残高があればその一定割合が将来使用され、売上原価が発生することになります。したがって、当期より、過去のコイン使用実績率に基づき、期末時点での未使用コイン残高に対応して将来使用されると推定できるコイン使用数量を算定し、それに応じた売上原価の金額をコイン等引当金として計上することにしました。これに伴い、当期の分として売上原価に189百万円を、前期までの分として特別損失に151百万円を計上しました。

コイン等引当金を売上原価に計上しましたが、粗利率の高いコンテンツ配信事業が大幅に拡大し、その比重も高まったので、売上総利益は12,646百万円（前期比11.4%増）と増加しました。

また、売上総利益が増益となったことにより、広告宣伝費の増加分を吸収し、営業利益、経常利益についてもそれぞれ1,123百万円（前期比24.5%増）、1,029百万円（同22.5%増）と過去最高の成績となりました。

当期純利益については、株式会社角川グループホールディングスとの訴訟が和解により解決し、訴訟和解金として107百万円を特別損失に計上しましたが、テレマーケティング事業を譲渡した際の保険販売事業譲渡益（特別利益）740百万円等が計上されたことで、1,053百万円（前期比19.1%増）と前期を上回りました。

事業セグメント別の概況は、次のとおりです。

平成19年9月期からの変更点としては、以下のとおりです。

- 1) 携帯電話販売事業の分類は、平成18年9月1日付で当社の当該事業を、平成18年12月18日付で連結子会社の株式会社テレコムシステムインターナショナル（平成19年1月1日付で当社と合併）の当該事業を譲渡したため、廃止しました。
- 2) テレマーケティング事業の分類も、平成18年11月1日付で連結子会社の株式会社TM（同日付で株式会社ITSUMOから商号変更、平成19年6月1日付で当社と合併）の当該事業を譲渡したため、廃止しました。
- 3) コンテンツ配信事業を、公式サイト向けにモバイル・コンテンツ配信事業を行う「コンテンツ配信事業」と、一般サイト向けにモバイル・コンテンツ配信事業を行う「自社メディア型広告事業」の2つに細分しました。

A コンテンツ配信事業

会員構成比が最も高い着うた[®] や、市場が成長している着うたフル[®] については、主要レコード会社からの人気楽曲獲得、そして『music.jp』サイトの認知度向上を狙ったプロモーション展開に注力することにより、有料会員数の拡大に取り組みました。

市場が縮小傾向にある着メロについては、着うた[®]、着うたフル[®] と同じ『music.jp』ブランドを活かしたプロモーション展開や、様々なキャンペーン企画の実施、品質（音質）の維持・向上等により、有料会員数の減少を最小限に食い止めることに取り組みました。

天気予報・交通情報・地図等の生活情報系コンテンツについては、3キャリアすべてのメニュー順位で上位安定を継続すべく、ユーザーニーズをきめ細かく掘り下げると同時に、最新技術を付加することによりコンテンツの魅力度向上に取り組みました。

市場が急速に拡大しているコミック配信については、今後一層の成長が期待できる分野であり、新規会員獲得のためのプロモーション展開を積極化すると同時に、品揃えを拡充するため出版社からのコミック配信権の獲得に取り組みました。

その他、デコレーションメール（※）用の素材を提供する無料サイト『デコとも』の登録会員数が急拡大している動きを捉え、公式サイトでのデコレーションメール有料会員数の拡大に取り組みました。

これらの結果、音楽系コンテンツの有料会員数は、着メロは減少しましたが、着うたフル[®] を中心に順調に拡大しました。また生活情報系を含むその他コンテンツについても、デコレーションメールの公式サイトやコミック配信サイトの成長により有料会員数が増加しました。

当期末の有料会員数は536万人（平成18年9月末比95万人増）まで拡大し、コンテンツ配信事業の売上高は17,595百万円（前期比29.4%増）、営業利益は1,929百万円（同82.8%増）となりました。

（※）メールにアニメーション画像を入れたり、背景の色や文字の大きさを変えてメールを自由にデコレーション（装飾）できるサービスです。

B 自社メディア型広告事業

平成19年9月末の『デコとも』の登録会員数は303万人まで拡大し、デコレーションメールのサイトとしてはトップクラスのメディアに成長しました。

特に平成18年10月から平成19年3月までの上期において、サイトの認知度向上を狙ったプロモーション展開を積極的に行ったことから、6ヶ月間で161万人の純増、年間で202万人の純増となりました。

また、『デコとも』の広告メディア媒体としての価値を高めるため、登録会員の活性度を高めることに注力しました。サイトの魅力度向上のために、素材の品揃えを強化するとともに、占いコーナーや懸賞コーナー、ケータイ小説などを付加するなどエンターテインメント性を向上させ、新規入会の促進と既存会員の定着に努めました。一方で、クライアント（広告主）のニーズの変化に伴い、求められる広告メニューが多様化していく傾向が見られる中、当社はそれらに対応していくために、新規サイトの開発、立ち上げに取り組んできましたが、当期中のサービス開始にはいたりませんでした。

これらの結果、売上高は756百万円にとどまりました。一方、上期を中心に『デコとも』の会員獲得のためにプロモーション費用を積極投入したため、営業損失は720百万円となりました。

C その他事業

平成19年3月1日付で事業譲渡したパソコンや家電製品等のリユース事業と、平成18年9月期までは携帯電話販売事業およびテレマーケティング事業に分類されていた事業で今期に計上される分とで構成されるその他事業は、売上高は275百万円、営業損失は43百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

① 技術開発体制の強化

当社グループが属するモバイル・サービスの市場は、事業環境の変化が激しく、その速度も速く、特に携帯電話端末の高技術化や通信インフラの高速化・大容量化に伴い、モバイル・コンテンツは今後ますますリッチ化・複雑化していくものと予想されます。従って、最新の技術動向に対応し、かつ、ユーザーから支持されるコンテンツを将来にわたり提供していくためには、難易度の高い技術開発を効率的に推進できる体制を早急に構築することが課題であると認識しています。

このため、当社グループでは東京および中国（上海および南京）において技術開発体制を整備・拡大していますが、開発要員の技術レベルの底上げを図ることはもちろん、開発工程管理の強化や技術開発を効率的に推進できるコンテンツ・マネジメント・システムの構築等により、品質も高く効率的な技術開発体制作りを推進していきます。

② 信頼性・安全性が確保された事業の展開

当社グループで展開する事業におけるお客様は、個人のユーザーあるいはクライアント（広告主）であるため、コンテンツの付加価値あるいはメディアとしての価値を高めていくことが最も重要と考えていますが、それらの価値の基礎的条件であるモバイル・サービスそのものに対する信頼性・安全性を高めていくことも重要な課題として認識しています。

このため、当社グループが提供するすべてのコンテンツ・サービスにおいて、個人情報を含めたセキュリティ対策を講じることはもちろん、それらを取り扱う従業員・取引先等に対するセキュリティ関連の教育・研修・啓蒙に努めています。同時に、第三者の知的財産権を侵害することがないように、組織的にチェックできる仕組みを強化していきます。

③ 高成長を支える人材の確保・育成とオペレーションシステムの構築・運営

当社グループは、中核事業に経営資源を集中していますが、グループ内の経営資源の活性化だけでなく、外部経営資源を積極的に取り込んでいく必要があると認識しています。特に、事業拡大のスピードにあわせて優秀な人材を確保するとともに、早期に戦力化できるように育成することが、事業拡大を実現するうえでの重要な課題となっています。

このため、当社グループでは、広報活動や広告宣伝活動を通じて知名度を向上させていくとともに、採用・教育プログラムを充実させることにより、中核事業の成長の原動力となりうる、リーダーシップを持ち、自律的に活動できる即戦力となる優秀な人材を積極的に確保・育成していきます。

一方では、規模拡大時においても、効率性を維持できるオペレーションシステムの構築・運営が不可欠であるため、IT技術を駆使して効率的かつ効果的なシステムおよび仕組みを構築するとともに、権限委譲を進め、経営の意思決定の迅速化とマネジメント体制の強化を図っていきます。

株主の皆様におかれましては、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当期は、ストックオプションの権利行使に伴う株式の発行により、23百万円を調達しています。

(4) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は757百万円であり、主な内容はコンテンツ配信事業のソフトウェア等で388百万円、自社メディア型広告事業のソフトウェア等で243百万円となっています。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社の連結子会社である株式会社ITSUMO(株式会社TMに商号変更、平成19年6月1日付で当社と合併)および株式会社ITSUMOインターナショナル(現株式会社ITSUMO)は、平成18年9月28日開催のそれぞれの取締役会の決議に基づき、平成18年11月1日付で、株式会社ITSUMOの医療保険販売事業を会社分割により株式会社ITSUMOインターナショナルへ承継し、同日付で株式会社ITSUMOインターナショナルの全株式をアブラック・インターナショナル・インコーポレーテッド社に譲渡しています。

当社は、平成19年3月15日開催の取締役会の決議に基づき、平成19年4月1日付で、当社の広告営業事業を、子会社である株式会社テラモバイルに事業譲渡しています。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成18年7月19日開催の取締役会ならびに平成18年9月21日開催の取締役会の決議に基づき、平成19年1月1日付で、連結子会社である株式会社テレコムシステムインターナショナルを、また、平成19年4月19日開催の取締役会の決議に基づき、平成19年6月1日付けで、連結子会社である株式会社TM(旧株式会社ITSUMO)を、それぞれ吸収合併しています。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

重要な該当事項はありません。

(9) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 9 期	第 10 期	第 11 期	第 12 期
売 上 高	11,524,686	14,757,160	17,443,794	18,520,999
経 常 利 益	29,919	129,570	839,814	1,029,120
当 期 純 利 益	1,634,838	△125,023	884,446	1,053,774
1株当たり当期純利益(円)	25,315.72	△1,763.31	10,986.63	14,490.62
総 資 産	10,836,201	9,379,706	9,930,986	9,459,447
純 資 産	3,672,651	5,675,857	6,313,208	5,529,132
1株当たり純資産(円)	55,557.43	70,507.03	78,729.89	79,021.25

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(自己株式数を控除した株式数)により算出しています。1株当たり純資産は、期末発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)により算出しています。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社コミックジェイビー	10,000千円	100.00%	携帯電話向け電子コミック配信等を行っています。
株式会社テラモバイル	10,000千円	100.00%	広告代理店業務等を行っています。

② 企業結合の経過および成果

当期の重要な子会社は2社であり、連結売上高は18,520百万円(前期比6.2%増)、連結当期純利益は1,053百万円(同19.1%増)となりました。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、コンテンツ配信事業、自社メディア型広告事業等を主な事業内容としています。

区 分	内 容
コ ン テ ン ツ 配 信 事 業	モバイル・コンテンツ配信、広告代理店等
自 社 メ デ ィ ア 型 広 告 事 業	自社メディア型広告、広告代理店等

(12) 主要な事業所

本 社 : 東京都新宿区

(13) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	251名	30名増
女 性	103名	22名増
合 計	354名	52名増

- (注) 1. 従業員数には臨時従業員は含まれていません。
2. 当期中における臨時従業員の平均雇用人数は140名です。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行済株式総数 84,278.91株
② 株 主 数 4,579名 (前期末比386名減少)
③ 発行済株式 (自己株式を除く) の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主の氏名、または名称および当該株主の有する株式の数

株 主 名	所有する株式の数
前 多 俊 宏	14,657.40株
株 式 会 社 ケ イ ・ エ ム ・ シ ー	12,620.00株

④ その他株式に関する重要な事項

第12期に旧商法第211条ノ3第1項第2号の規定により買受けた自己の株式

- ・ 買受けを必要とした理由 経営環境の変化に対応して、機動的な資本政策を遂行するため。
- ・ 取得株式の種類および数
旧商法第211条ノ3第1項第2号の規定による取締役会決議に基づく取得
1,599.00株
- ・ 取得価額の総額 268,932,000円

第12期に会社法第165条第2項の規定により買受けた自己の株式

- ・ 買受けを必要とした理由 経営環境の変化に対応して、機動的な資本政策を遂行するため。
- ・ 取得株式の種類および数
会社法第165条第2項の規定による取締役会決議に基づく取得
8,780.00株
- ・ 取得価額の総額 1,491,446,000円

自己株式の消却について

当社は、平成19年11月6日開催の取締役会において、当社が同日現在保有している自己株式について、その全株式を消却することを決定しました。なお、詳細は以下のとおりです。

- ・ 自己株式の消却理由
当社グループは、企業価値の創造と拡大を通じた時価総額の向上に加えて、利益配分を継続的に実施していくことも重要課題と位置づけています。利益配分にあたっては、財務基盤の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実を勧告し、連結当期純利益の35%を目処に、剰余金を配当金あるいは自己株式取得により利益配分を行っています。
上記方針に沿って自己株式を取得してきましたが、株主への利益還元趣旨に鑑み、今般その全部について消却することを決定したものです。なお、今後、株式交換によるM&Aや資金調達等その他で当社株式の発行が必要な場合には、新規に株式を発行することで対応していく予定です。
- ・ 消却の内容
消去する株式の種類 当社普通株式
消却する株式の総数 14,308.71株
消却日 平成19年11月19日

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

① 当期末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

第3回新株引受権		
新株引受権を有する者の人数	当社取締役	2名
目的となる株式の種類および数	普通株式	71株
新株引受権の発行価額	373,000円	
新株引受権の行使期間	平成13年2月1日から	
	平成22年9月30日まで	

第3回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	3名
新株予約権の数	315個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	315株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	112,160円	
新株予約権の行使期間	平成18年2月1日から	
	平成21年9月30日まで	

第5回の1新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	4名
新株予約権の数	235個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	235株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	166,000円	
新株予約権の行使期間	平成19年2月1日から	
	平成22年9月30日まで	

第9回の1新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	2名
新株予約権の数	160個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	160株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	457,414円	
新株予約権の行使期間	平成20年3月1日から	
	平成23年9月30日まで	

② 当期中に当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ 当期末日に社外協力者が有する新株予約権等の状況

第4回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	社外協力者	1名
新株予約権の数	86個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	86株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	169,289円	
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から	
	平成21年9月30日まで	

第7回の2新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	社外協力者	1名
新株予約権の数	15個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	15株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	290,394円	
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から	
	平成22年9月30日まで	

第9回の2新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	社外協力者	1名
新株予約権の数	5個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	5株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	457,414円	
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日から	
	平成23年9月30日まで	

第10回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	社外協力者	1名
新株予約権の数	100個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	100株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	467,000円	
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から	
	平成23年9月30日まで	

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	前 多 俊 宏	株式会社テラモバイル 代表取締役会長 株式会社コミックジェイビー 取締役 株式会社ムーバイル 取締役会長 株式会社モバイルブック・ジェーピー 取締役
取 締 役	泉 博 史	執行役員副社長 モバイルサービス事業本部長兼モバイル コンテンツ事業部長 株式会社テラモバイル 取締役 株式会社コミックジェイビー 取締役 株式会社ムーバイル 代表取締役副社長
取 締 役	高 橋 次 男	執行役員専務 music.jp事業本部長兼邦楽配信事業部長 株式会社テラモバイル 取締役 株式会社フィル 代表取締役会長
取 締 役	斎 藤 忠 久	執行役員専務 コーポレート・サービス本部長（経営企画 室管掌） 株式会社テラモバイル 取締役 株式会社コミックジェイビー 監査役 株式会社ムーバイル 監査役 株式会社モバイルブック・ジェーピー 監査役 グロービス経営大学院大学 経営研究科教授
取 締 役	川 上 桂	執行役員常務 ITセンター長兼研究開発室長
取 締 役	大 沢 克 徳	上席執行役員 モバイル・サービスセンター長
取 締 役	和 田 武 洋	企業文化創生・浸透担当
取 締 役	佐々木 隆 一	株式会社モバイルブック・ジェーピー 代表取締役会長 株式会社ムーバイル 取締役 ナクソス・ジャパン株式会社 代表取締役社長
常 勤 監 査 役 (社外監査役)	箕 浦 勤	箕浦公認会計士事務所 所長
社 外 監 査 役	小 林 稔 忠	株式会社小林稔忠事務所 代表取締役
社 外 監 査 役	和 田 一 廣	株式会社和田マネイジメント 代表取締役社長
監 査 役	山 本 邦 彦	株式会社北越ケース 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役大沢克徳、和田武洋の両氏は、平成18年12月23日開催の第11期定時株主総会においてあらたに選任され、就任しています。
2. 平成18年12月23日開催の第11期定時株主総会終結時をもって任期満了により取締役天野菊夫氏が退任しました。
3. 常勤監査役（社外監査役）箕浦勤氏は、平成18年12月23日開催の第11期定時株主総会においてあらたに選任され、就任しています。また同氏は財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 平成18年12月23日開催の第11期定時株主総会終結時をもって任期満了により常勤監査役（社外監査役）今井亮氏が退任しました。

② 取締役および監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	支 払 人 員	支 払 額
取 締 役 の 報 酬 等	8 名	53,887
監 査 役 の 報 酬 等 (うち社外監査役)	4 名 (3名)	13,800 (12,000)

- (注) 1. 取締役、監査役に対する報酬限度額は、平成10年12月28日開催の定時株主総会における決議により、取締役年額200,000千円、監査役年額50,000千円と定められています。なお、当期における各取締役に対する報酬額は、使用人給与相当額も含め年額3,000千円から23,643千円、各監査役に対する報酬額は、年額1,650千円から6,750千円となっています。
2. 支払額には当事業年度にかかる役員賞与の支払いに対する引当金繰入額（取締役11,098千円）が含まれています。

③ 社外役員に関する事項

氏 名	
箕 浦 勤	当期開催の取締役会に20回中15回出席し、監査役会に14回中14回出席しています。また取締役会および監査役会において、財務および会計に関する専門的見地から発言を行っています。
小 林 捻 忠	当期開催の取締役会に20回中13回出席し、監査役会に14回中12回出席しています。また取締役会および監査役会において、株式およびベンチャー企業育成に関する専門的見地から発言を行っています。
和 田 一 廣	当期開催の取締役会に20回中12回出席し、監査役会に14回中12回出席しています。また取締役会および監査役会において、経営指導に関する専門的見地から発言を行っています。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称
新日本監査法人

② 会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	支 払 額
当連結会計年度に係る報酬等の額	16,800
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	17,985

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しています。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である内部統制業務助言等を委託し、対価を支払っています。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

3. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容のお知らせ

(1) 職務執行の基本方針

当社および当社の子会社ならびに主要な関連会社（以下、当社の子会社および主要な関連会社を「グループ会社」といい、当社と当社のグループ会社を総称して「当社グループ」といいます）は、「法令・社会倫理規範の遵守」、「各ステークホルダーへの誠実な対応および適切な情報開示」、「透明性が高く、健全な経営」、「事業活動における企業価値創造を通じた社会への貢献」を職務執行の基本方針とします。

この基本方針の下、会社法および会社法施行規則に定める当社グループの業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」といいます）を整備していきます。

(2) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備に向けた動きとして、内部監査機能の強化を図るため、コンプライアンス委員会から内部監査機能を独立させ、平成19年8月に代表取締役社長所管の内部監査室を設置し、業務監査を中心とした内部監査を実施する体制を整備しました。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制体制の構築・整備に向けて、専任部署として平成18年10月に内部統制室を設置しました。内部監査室、内部統制室の活動状況は、当該部門より代表取締役社長、取締役会および監査役に報告する体制になっています。

なお、コンプライアンスに関する取り組みは、コンプライアンス委員会が中心となり、内部監査室および内部統制室と連携し実施しています。

法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行うための内部通報窓口を設置しています。当社グループの役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、レポーティングラインまたは内部通報窓口経由でコンプライアンス委員会に報告する体制を採用しています。そして、報告された内容の重大性に応じて、コンプライアンス委員会または取締役会が再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する仕組みとなっています。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」といいます）に記録・保存し、取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるようにしています。

文書管理規程の見直しに着手しましたが、この規程を基に、文書管理運用体制をさらに整備・強化していきます。

(4) 損失の危険の管理に関する体制

職務執行に係るリスクは、現状、当社の各部門およびグループ会社の権限の範囲内にてリスク分析・対応策の検討を行っています。特に重要な案件や担当部門の権限を超えるものについては、当社の経営会議または取締役会で審議し、意思決定を行うとともに、その後も継続的にモニタリングを実施しています。

職務執行に係るリスク管理およびその対応については内部監査室が監査し、当該結果を代表取締役社長に報告しています。また、財務報告の信頼性に係るリスク管理およびその対応については内部統制室が監査し、当該結果を代表取締役社長および管理担当部門に報告しています。その他の全社的なリスク管理およびその対応についてはコンプライアンス委員会が監査し、取締役会に報告を実施していきます。

今後は、リスク案件のそれぞれの評価を行い、これに対応したグループ全体の管理を実行していくため、リスク管理体制に係る規程を整備し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制の整備・強化を行っていきます。

(5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、全社的な目標として中期経営計画および各年度予算を策定し、当社の各部門およびグループ会社は、この計画を達成するための具体的な施策を立案し、実行しています。

当社は、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行っています。あわせて、経営効率の向上および意思決定のスピードアップを図るため、月に2～3回取締役および執行役員が中心となって出席する経営会議を開催し、職務執行に関する基本的事項および重要事項に関する意思決定を行っています。

また、効率的な職務執行を推進するため、各取締役の担当部門および職務分担、権限を明確にした上で、その部門が実施すべき具体的な施策を検討し、実行しています。

(6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社に報告を求め、必要に応じて当社が当該子会社あるいは関連会社に対し助言を行うことにより、子会社および主要な関連会社の経営管理を行っています。

定期的開催されるグループ会社の取締役会および経営会議には、オブザーバーとして当社関係者が参加するとともに、当社経営会議には主要子会社の社長を定期的に参加させ、その経営状況のモニタリングを適宜行っています。また、グループ会社の管理機能を当社の管理部門に集約することにより、牽制機能を強化しています。今後は、前記経営管理に関する指針を文書化し、グループ会社管理体制に係る規程を整備していきます。

また、当社はグループ会社のコンプライアンス上の課題を速やかに把握するため、当社の内部監査室による業務監査を行うとともに、当社コンプライアンス担当役員とグループ管理担当部門との情報交換を定期的実施していきます。

(7) 監査役職務を補助する使用人について

監査役職務を補助する組織として、法務室に監査役会事務局を設置するとともに、監査補助を行うための監査役付の使用人（他部門との兼任）を別途配置しています。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立に関する事項

監査役会事務局に配置する使用人および監査役付の使用人（他部門との兼任）の人事異動および考課については、事前に監査役会に報告し、了承を得ています。

(9) 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、あるいはコンプライアンスに関する重大な事実があることを発見した場合、直ちに監査役に報告する体制とし、使用人がこれらの事実を発見した場合も同様とします。

また、監査役4名のうち3名を社外監査役とし、取締役会のみならず重要な会議に出席するなど、経営に対する監視機能の強化を図っています。

(10) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長および新日本監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しています。また、当社の各部門およびグループ会社の重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、監査役は当社の各部門の長およびグループ会社の取締役・使用人等からの個別ヒアリングを定期的に行うとともに、稟議書等の重要文書の閲覧等を行っています。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年11月20日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 齊 藤 浩 史 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 井 上 秀 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エムティーアイの平成18年10月1日から平成19年9月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

平成19年11月22日

株式会社エムティーアイ
代表取締役社長 前 多 俊 宏 殿

株式会社エムティーアイ 監査役会
監査役(常勤) 箕 浦 勤 ㊟
監査役 小 林 稔 忠 ㊟
監査役 和 田 一 廣 ㊟
監査役 山 本 邦 彦 ㊟

当監査役会は、平成18年10月1日から平成19年9月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査しました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視および検証しました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以上

(注) 当社監査役箕浦勤、小林稔忠および和田一廣は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役です。

以上